

令和2年度高病原性鳥インフルエンザ発生にかかる農業金融支援対策

【流れ】 【1次対策】 【2次対策】 【3次対策】

区分	大分県家畜伝染病緊急支援資金 (県単独資金：無利子化助成)	農林漁業 セーフティネット資金	家畜疾病経営維持資金		
			経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付対象	・短期運転資金	・長期運転資金 ・法令に基づく行政処分(鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金	飼料費、ヒナ購入費、雇用労賃、その他経営の再開・継続に必要な経費		
対象者	・影響を受けた養鶏業者	・認定農業者 ・主業農林漁業者 ・認定新規就農者 ・集落営農組織	・発生農家	・移動制限、搬出制限区域内	・移動制限、搬出制限区域外
取扱融資機関	農協(他金融機関でも融資機関となる旨の申し出があれば対応可)	日本政策金融公庫	農協、農協連、農林中央金庫、銀行等		
融資枠	5億円	-	4億円		
限度額等	限度額： 3,000千円 (個人及び法人ともに1経営体あたり)	限度額： 6,000千円 (特認：年間経費の6/12又は粗収入6/12のいずれか低い額)	限度額： 個人 法人 20,000千円 80,000千円	限度額： 52千円/100羽	限度額： 52千円/100羽
		融資率 ・100/100	【家伝法での支援】 ・殺処分家畜等に対する手当 (患畜：家畜の評価額の1/3) (疑似患畜：家畜の評価額の4/5) ・殺処分家畜等に対する特別手当 (患畜：家畜の評価額の2/3) (疑似患畜：家畜の評価額の1/5)	・売上減少額又は飼料費・保管庫・輸送費等の増加額を国(1/2)と県(1/2)で全額助成	
償還期間(年)	貸付実行日が属する月の翌々月末日まで	10年以内(据置3年以内)	7年以内(据置3年以内)		
利子助成期間	償還期間内で最大3ヶ月	-	0		
基準金利	1.50%	0.16%	1.50%		
利子補給率	国	0.00%	0.75%	0.75%	0.606%
	県	1.50%	0.75%	0.75%	0.894%
実質金利	0.00%	0.16%	0.00%	0.00%	0.000%
備考(債務保証)	要保証料(0.30%)	連帯保証人若しくは担保徴求	要保証料(0.40%)		

注：金利はR2年12月18日時点